

豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準

区分	対象事項	豊田市への通報・報告	公表
			JESCO
I	1 法基準又は協定値（以下「法基準等」という。）を超える濃度のPCBの事業所建屋外への流出又はそのおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 平日に発生した場合には、直ちに電話にて通報 その後、FAX又は電子メールにて事象概要を報告 夜間、土日及び国民の祝日に発生した場合には、豊田市役所本庁警備室へ電話するとともに、廃棄物対策課へFAXにて事象概要を報告 注：夜間とは、17:15～8:30とする。	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに報道機関へ資料提供 速やかに19自治区長へ報告又は説明 速やかにJESCOのホームページに概要を掲載 速やかに豊田事業部会委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 直近発行の事業だよりにより概要を掲載 直近開催の豊田市PCB処理安全監視委員会に報告
	2 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の事業所敷地外への流出		
	3 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の公共用水域への流出により魚の大量へい死が発生（注1、2）		
	4 施設又は設備が破損し、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼした場合		
	5 事業所内での火災発生（注3）		
	6 外部からの施設への訪問者が、施設の稼働に伴い、傷病（病院で治療を受け、通院加療が必要なもの）を負った、または死亡した場合		
	7 従業員等が処理棟内の作業により3週間以上の入院加療を要する傷病を負った、又は死亡した労働災害が発生した場合（注4）		
II	1 法基準等を超える濃度のPCBが事業所建屋内（稼働している設備に限る。）で漏洩し、セーフティネット（遮蔽フード、防油堤など。）を超え又は管理区域を超える範囲に広がった場合	<ul style="list-style-type: none"> 平日に発生の場合には速やかに、夜間、土日及び国民の祝日に発生の場合には翌出勤日に電話、FAX又は電子メールにて事象概要を報告 	<ul style="list-style-type: none"> 豊田事業部会委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 直近開催の豊田市PCB処理安全監視委員会に報告
	2 排気又は排出水が法基準等（PCBを除く。）を超えた場合		
	3 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の建屋外への流出		
III	1 法基準等を超える濃度のPCBが事業所建屋内（稼働している設備を除く。）で漏洩し、セーフティネット（遮蔽フード、防油堤など。）を超え又は管理区域を超える範囲に広がった場合	<ul style="list-style-type: none"> 平日に発生の場合には速やかに、夜間、土日及び国民の祝日に発生の場合には翌出勤日に電話にて通報 必要に応じてFAX又は電子メールにて事象概要を報告 	<ul style="list-style-type: none"> 豊田事業部会委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 直近開催の豊田市PCB処理安全監視委員会に報告
	2 オンラインモニタリング計や漏洩検知器等の監視システムの異常（注5）		
	3 施設の健全性を維持する設備が予期せぬ不具合により計画外に一定期間停止することが見込まれる場合（注5）		
インシデント	上記トラブルに該当しないものの、上記トラブルの対象事項に類するものと事業所長が判断したもの。	<ul style="list-style-type: none"> 後日、報告 	

注1：生活排水、用役排水及び雨水以外の排水は、PCB濃度が0.0005mg/L未満のものに限る。
 注2：魚の大量へい死とは、明らかに自然状態に比べ大量の死魚が確認された場合
 注3：国が定める火災の定義【総務省消防庁、火災報告取扱要領（平成6年4月21日消防災第100号）】による。
 注4：解体撤去工事に伴う事象についても、当該作業の請負会社の対応に関わらず、当社はその社会的責任に鑑み、対応する。
 注5：監視システムや施設の健全性を維持する設備については、それらの運用期間中のみを対象とする。